

高浜抗告審 28日に決定

差し止め仮処分 大阪高裁が通知

大阪高裁(山下郁夫裁判長)は二十一日、関西電力高浜原発3、4号機(高浜町)の運転差し止めを命じた昨年三月の大津地裁の仮処分決定に対し、関電が取り消しを求めている抗告審の決定を今月二十八日に出すことを決め、関係者に通

知した。稼働中の原発を初めて司法判断で止めた地裁決定の是非が示される。関電は抗告が認められれば再稼働に向けた法的な障害がなくなり、早期に手続きを進めるとみられるが、退けられた場合は運転できない状態がさらに続くこと

になる。仮処分は福井県に隣接する滋賀県の住民が二〇一五年一月に申し立てた。大津地裁は昨年三月九日、東京電力福島第一原発事故後の原子力規制委員会の新規制基準や関電の安全対策などに疑問を示し、運転を禁じ

た。関電は抗告審で「科学的、専門的知見を踏まえた客観的な判断がなされていない」などと地裁決定を批判。停止に伴う代替発電で一日当たり約三億円の損失が出ていると主張している。

一基は再稼働前の一五年四月にも福井地裁が運転差し止めの仮処分決定を出したが、同年十二月に関電の異議が認められて再稼働した。大津地裁の決定以降は、運転できない状態が続いている。